

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2408号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



向日葵の丘

もくじ

情 随 情 政 政 情 政

報 想 報 策 策 報 策

入札談合防止法が成立……………(2)

どうする故郷「ブックレット紹介」……………(4)

「米政策の総合的検証と対応方向」の概要「生産調整に関する研究会」……………(5)

『地域づくり活動出合いの広場』の開設について「国土交通省」……………(8)

カプセルNOW&NEW……………(10)

もっとプロセスを大切に……………(11)

政策リーダー……………(12)

兵庫県夢前町長 為則政好……………(12)

●写真募集●
本誌用紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。
送り先:全国町村会・広報部

閑話休題

去る七月中旬、東京で第五回の「川の日」ワークショップが開催された。平成八年に七月七日が「川の日」とされ、翌九年には河川法の改正が環境保全と住民の意見の重視という大きな方向転換を示した。この流れの中で、どんな川が「いい川」なのか、いっそ全国から川を持ち寄って議論したらという発想が生れ、河川環境管理財団の助成を受けて、平成十年からこの大きな行事が始まったのである。

わが国ではほんの少し前までひたすら川をコンクリートで固め、開発の落とし子として小河川がドブ川状態になり、ホタルやメダカが姿を消した。こんな状況に対して、自然の価値に敏感な人々によって、さまざまな運動が展開されてきた。そしてその運動と真摯に付き合ってきた役人や研究者とその人たちの間に、パートナーシップという「いい関係」が、全国各地で数多く生れている。これこそ今の日本で広く知ってもらいたい「いい話」だと思ふ。

住民たちが遠くの専門家や「川仲間」から学んで力をつけながら、役所や工事関係者としびとい協議を重ね、結果として多くの「いい川」が生れつつある。国の工事事務所や県の担当部局による「いい整備」の事例も多く生れ、このワークショップで賞に輝いた。筆者も、数百人が見守る公開の席で審査員として討論に参加し、いつも興奮と嬉しさを禁じ得ない。それは、パートナーシップによって社会が進化していることが、その場で実感できるからである。

今年は韓国からの五チームの参加を含めて七三チームの参加があり、

育つパートナーシップ

天竜川上流工事事務所、筑後川流域連携倶楽部、寝屋川再生ワークショップの三者がグランプリに輝いた。ちなみに昨年のグランプリは、絶滅寸前のイシドジョウの調査結果を、近くの小学校を回って熱く語っているという、北九州高校の魚部(ぎよぶ)だった。「いいお兄ちゃん」がいるところでは、「いい子供たち」が育つ。このような「いい話」に、町村関係者も大いにかかわってもらいたいものである。

(早稲田大学教授 宮口伺迪)

入札談合防止法が成立

▼公正取引委員会の権限を強化▼

首長等に対する改善要求、職員に対する損害賠償請求が可能に

公共事業の入札において、公務員が関与するいわゆる「官製談合」を防止する「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案」が、七月二十四日の参議院本会議において、全会一致で可決成立した。同法案は、昨年来与党三党を中心に法案化の作業が進められていたもので、公正取引委員会の権限を強化し、公共事業の発注者である大臣や地方公共団体の長等に対し入札の改善要求や、談合に関与した職員に対する国への損害賠償の請求等が可能となっている。同法律案の要綱は次の通り。

■入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案の要綱

◆第一 趣旨（第一条関係）

この法律は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めるものとする。

◆第二 定義（第二条関係）

一 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいうものとする。

二 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいうものとする。

三 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいうものとする。

四 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が

入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為をいうものとする。

五 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次のいずれかに該当するものというものとする。

1 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
2 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

3 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体を知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報で

あつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

◆第三 各省各庁の長等に対する改善措置の要求等（第三条関係）

一 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができるものとする。

二 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があつたと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができるものとする。

三 公正取引委員会は、一又は二による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならないものとする。

政 策

四 各省各庁の長等は、一又は二による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならないものとする。

五 各省各庁の長等は、四の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

六 各省各庁の長等は、四の調査の結果及び四により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならないものとする。

七 公正取引委員会は、六の通知を受けた場合において、特に必要が

あると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができるとすること。

◆第四 職員に対する損害賠償の請求等（第四条関係）

一 各省各庁の長等は、第三の一又は二による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならないものとする。

二 各省各庁の長等は、一の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならないものとする。

三 各省各庁の長等は、一又は二の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

四 各省各庁の長等は、二の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならないものとする。

五 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律又は地方自治法の規定により弁償等の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長等は、二から四までにかかわらず、速やかに、これらの法律に定めるところにより、必要な措置をとらなければならないものとする。

のとする。

◆第五 職員に係る懲戒事由の調査（第五条関係）

一 各省各庁の長等は、第三の一又は二による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならないものとする。

二 一ただし書による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならないものとする。

三 各省各庁の長等又は任命権者は、一又は二の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

◆第六 指定職員による調査（第六条関係）

一 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員（以下「指定職員」という。）に、この法律による調査（以下「調査」という。）を実施させなければならないものとする。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査

を適正に実施するに足る能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならないものとする。

二 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならないものとする。

三 指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならないものとする。

◆第七 関係行政機関の連携協力（第七条関係）

国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

◆第八 運用上の配慮（第八条関係）

この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならないものとする。

◆第九 事務の委任（第九条関係）

この法律に規定する事務の委任について定めること。

◆第十 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

本誌 閑話休題」を

一 四年余にわたり、「
執筆いただいたおり
ました評論家草柳大
蔵氏が、七月二十二
日、逝去されました。
ここに謹んでご冥
福をお祈り申し上げ
ます。」

情 報

「どうする故郷」

市町村合併と 地域自治充実の関門

大森 彌
大和田建太郎

●元気のできる自治体を模索するブックレット

「せめて、合併後の旧役場に地域振興局をおき、局長を公選できない

ものか」ある町長の言葉をきっか

けに、大森彌・千葉大教授による講演会を今年三月徳島で開いた。あ

わせて、徳島県内の町村長に「合併後の旧町村に住民の寄り合いの場を設

けるべきか。総合行政の実現に何が

必要か」をアンケートで伺った。

これらを収録したブックレット

は、「目からうろこの合併論」という

紹介記事もあって、いくつかの町村

会から大量の注文が舞い込んだ。改

めて、合併行進曲に流されまいとする自治の息吹を感じることもなっ

ブックレットの二つの提案

地域自治の拠点つまり住民参加の受け皿づくりは、大都市にも共通す

る普遍的なテーマだ。とりわけ、合併市町村は合併特例法の地域審議会

にこだわらずに、手づくりの「小さな自治」を創出しなければならぬ。

これが、第一の提案である。

第二に、国と地方が対等な分権型社会では合併も、フェア・プレー

で行われるべきだということである。合併促進の札束だけでは、地方自治は耕せない。市町村は当然、自治能力を強化させる権限と財源を国

や県に求めることができる。

昨年の全国町村会提言「二十一世紀の日本にとって、農山村がなぜ大切なのか」は、旧町村などの単位で

「寄り合い」を再構築して住民参加の場とするよう呼びかけた。同じく

『市町村合併のあり方に関する意見』は、分権型社会への移行によって都道府県を含む行政体制のあり方が問

われると明言している。

地域自治の具体化へ

「ブックレットを勉強会で使いたい」という奈良県西吉野村の医師、鎌田達雄さんを訪ねた。村の合併研究会会長として、地域の活性化を模索している。急峻な山間の村は、少子

高齢化が深刻だ。「高齢者の多い集落では、五年先のステークよりも今日のカレーライスが大切。将来のことを語り合う余裕がとほしい」。

約三十年間、村医をしてきた鎌田

さんは「昔は間伐材が一本七百元で工

事の足場に売れたが、いまは荒れた山が広がるばかりだ。豊かな森林は国民の財産だという認識が欲しい」と語る。

広島県町村会などの地域振興対策協議会は昨年、『小さな住民自治システム研究会報告書』で集落機能の維持・再生をはかる住民参加の地域

づくりを提案した。この協議会長の

児玉更太郎氏が町長をつとめる高宮

町は、昭和四十七年に豪雨災害で大きな被害をこうむった。住民たちは

地域振興会をつくって、福祉や学校再建を自主的にはじめた。この振興

会活動がいま全町に広がっている。

県と市町村は新しい住民自治組織支援事業を立ち上げ、十一集落にそれぞれ二百万円を助成した。その一

つの集落は、閉校した小学校を宿泊施設に改造して、都市との交流や農産物の販売拡大をねらっている。

地方制度調査会は、市町村の区域内に「下層自治体」を創設することを検討課題にしている。特例法の地域審議会は地域の意見を表明するだけだが、何らかの自治権をもたせようとしている。

さらなる分権を

市町村は、住民ニーズに総合的に

応じる立場にある。徳島県内のアン

ケートからは、県の事務事業のうち住民に身近なものは権限と財源、職員をセットで町村に移管してほしい(道路、河川、治山、港湾、漁場整備事業および町村代行の県営事業)という意見が出された。

人口二千人の上勝町で毎年、県事業を含めて五億円の林道整備事業が行われている。笠松和町長は

「林道を造っても、業としての林業は成り立ちにくい。この土木費の何割かがマンパワーに向けられるようになれば、森林環境の維持という雇用の場を創出できる」と訴えている。

こうした補助金の改善が多様な行政分野でなされれば、山村はまだまだ元気にやれる。市町村は、改めて分権改革の前進を促している。

新しい発想の芽生え

地域自治の基盤は行政が「縦系」、住民が「横系」となっていくられる。町村の自治が強化されるにつれて、府県の機能や府県を越える広域行政体制も分権の視点から見直されることになる。

大森教授は、朝日新聞への寄稿

「地域自治の充実を優先せよ」(七月二十二日)で具体策に踏み込んでいる。『どうする故郷』は五百円(送料込み)。

申し込みは徳島地方自治研究所

ファクス〇八八 六五五 七八一八

→

(徳島地方自治研究所理事長・

徳島文理大学教授 大和田建太郎)



市町村合併と
地域自治充実の関門

政 策

生産調整に関する研究会 中間とりまとめ

米政策の総合的検証と対応方向」の概要

米をめぐる環境の変化に対応し、生産調整をはじめ米政策の総合的・抜本的な見直しの方向を検討している食糧庁の「生産調整に関する研究会」(座長・生源寺眞一東大大学院教授)は六月末、「米政策の総合的検証と対応方向」と題して中間とりまとめを行った。

同研究会は、本年一月に設置され、三つの部会の下で精力的に議論を重ねるとともに、全国九カ所で開催し現場の声を聴取。こうした検討を踏まえ、この中間とりまとめは、現行施策の問題点等を総合的に検証し、その再構築のための対応方向やシステムの基本的考え方を提示。関係者に対し、システムの更なる具体化、パブリックコメントの実施、現場での論議を求めている。

食糧庁はこの中間とりまとめを基に、パブリックコメントや関係者からの意見を踏まえ施策等の具体化作業を急ぎ、今秋に研究会にはかる予定。

米政策の再構築に向けて

米政策は、食糧管理法、食糧法それぞれのもとで何度となく改革の取組が行われてきており、関係者の努力とも相まって、一定の成果が得られた分野もある。しかし、現実として拡大基調にある需給ギャップに対応する分野、特に供給量の抑制を直接的な目的とする施策は、不公平・不公平感の問題を超え、正に閉塞というような状況にまで立ち至っている。

このような状況を打開するためには、水田農業及び水田の装置としての重要性を十分踏まえ、消費者重視の観点から、需要に見合った米生産を通じてあるべき米づくりの姿を実現すること、地域の特色ある農業の展開により水田を最大限活用すること、併せて効率的・安定的な経営体によって担われるよう水田農業の構造改革を早期に成し遂げることが喫緊の課題である。

このような認識の下に、本研究会は、一月以降、企画部会、生産調整部会、流通部会の三部会の下で、三九回に及び精力的な論議を行い、特に現地検討会の開催やヒアリングの実施により現場の生の声の聴取、反映に努めてきたところである。また、研究会の論議をすべて公開するとともに、ホームページ、メールマガジンの開設等を通じ、透明性のあ

る情報の受発信に最大限力を尽くしたところである。

この中間取りまとめは、以上のような経緯を経て、米政策について可能な限り客観的資料等により現行施策の機能・役割、問題点を総合的に検証することにより、共通認識を醸成し、その再構築のための対応方向、システムの基本的考え方を提示したものである。

本研究会としては、この中間取りまとめについても、そのメッセージ性を高めるため、提示されたシステムの更なる具体化、パブリックコメントの実施、現場段階における理解の促進と活発な論議が行われるよう、関係者に対して強く求めるものである。

米政策の総合的検証と対応方向

米政策の総合的検証と対応方向の考え方

- 1、総合的検証の視点(切り口)
 - ほぼ共通の認識となっている米システムの基本骨格は、次の三点として整理される。
 - ア、メッセージが明確に伝わる分かりやすいシステム
 - イ、費用対効果が明確になる、効果率的と判断され得るシステム
 - ウ、政策の決定プロセスや運用状

況、情報の受発信に関する透明性が確保されるシステム
また、現行米システムがこのようなシステムとなっているか否かを具体的に検証する場合の切り口としては、次の七点として整理される。

- ア、主体的な経営判断(自己責任)
- イ、需要に見合った売れる米づくり(需要の見極め、消費者・実需者の視点、マーケットへの対応)
- ウ、関係者の創意工夫(役割分担)
- エ、地域の特色ある農業の展開
- オ、水田農業の構造改革
- カ、公平・不公平
- キ、セーフティネット

なお、検証に用いた資料は、これまで研究会、部会に配布された全資料であるが、中間取りまとめに当たり、別途再整理している。

- 2、対応方向の考え方(システムの基本的考え方)と今後のとり進め方
 - 現行米政策が果たしている機能・役割とその実施状況を1の検証の視点(切り口)により、客観的に検証した結果を踏まえ、現行の米政策の改革の方向と可能な限り具体的なシステムの基本的考え方を示した。

ただ、実現のための具体的手法については、現時点では詰めが不十分な事項があるので、今後、事務局及び関係者においてこの中間取りまとめに沿った具体的手法(選択肢も含め)の検討作業を急ぎ、この状況を見極めた上で本研究会を再開し、最終的な取りまとめを行うこととする。

米政策の総合的検証と対応方向（生産調整に関する研究会中間取りまとめの概要）

現状

- ・重要なメッセージが生産者に伝わらない等、政策が効果を十分発揮し得ず
- ・生産面・消費面での構造変化への対応の遅れ

米づくりの本来あるべき姿

- ・多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとの価格条件等を満たしながら安定供給が図られる消費者重視・市場重視の姿
- ・効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要を感じ取り「売れる米づくり」を行うことが基本

到達年次を明確にした実行プログラムを策定し、将来方向を見据えて条件整備

検 証

対 応 方 向

需給見通し・生産調整

- ・消費構造の変化等により需要減に歯止めがかからず、需給の見通しに狂い
<12米穀年度 計画需要量 930万トﾝ 実績 876万トﾝ>
- ・生産調整「面積」による管理の弊害の顕在化（豊作による生産調整効果の減殺）
- ・多額の財政負担、制度の複雑化
- ・生産調整の推進をめぐる不公平・不公平感の発生（目標面積の配分、過剰米処理等に関する拠出金等）

需給見通し・生産調整

- ・需要量に見合った生産のため、数量による調整を基本とした供給量調整（需要予測、調整等は透明性ある公正・中立な第三者機関で実施。具体的内容は今後検討。）
- ・正確な情報を提供した上で、農業者が、過剰や価格下落等のリスクに対しても、主体的な経営判断に基づいて対処するような仕組みの構築
- ・メリットが感じられる助成の仕組みとして、米の供給調整と特色ある地域農業の振興等を分けた施策
 （当面、需給調整そのものに対する直接的なメリット措置は、性格の異なる農業者を区別せず。地域の特色ある農業の展開等については、その取扱いを区別。）
- ・農業者が経営判断のベースとなる情報を的確に得ることができるよう、情報が伝わりにくくなっている系統米事業方式の見直し

備蓄・調整保管等

- ・過剰在庫により備蓄に要する財政負担の増大、自主流通米価格の低下
<備蓄に要した経費：6年産の場合1,980億円>
- ・農業者の実感しにくいところで調整保管が行われるので、農業者は、農協に出荷すれば、売れたものと錯覚
- ・配合飼料用処理の経費の全体像、費用負担の内容、決定プロセスが不透明

備蓄・調整保管等

- ・備蓄について、6月末100万トﾝ程度とし、需給調整とは切り離れた形で運用
- ・調整保管について、一時的な流通量調整を行う役割の明確化、決定プロセスや運用状況に関する透明性の確保の仕組みの構築、一律配分でなく、需要に応じた仕組みの構築
- ・農業者の経営判断との関係で、配合飼料用処理システムの見直し
 （需給調整の結果の余り米は、自己責任を基本とし、具体的な処理方法を検討）

政 策

流通制度・価格形成

- ・計画流通米のシェアが低下しているが、通常時安定供給には支障なし
 <計画流通米比率：流通量の66%、生産量の49%>
- ・計画流通米と計画外流通米との間にコスト差
 (特に需給調整のコストのほとんどは計画流通米が負担)
- ・生産者に対する情報伝達の面等で、現行の系統米事業の仕組みに関し課題
- ・悪質な業者による不正表示等
- ・取引の指標となる価格形成が行われているが、不十分な点あり



流通制度・価格形成

- ・必要最小限の規制の下での流通、1物2ルート
 の生じない公平さ、簡素さ、わかりやすさを基本原則とした新たな安定供給体制の確立
- ・需要動向を的確に伝え、流通コストを低減させる観点からの系統米事業等の見直し
- ・消費者の信頼を回復するための米の表示・検査制度の抜本的見直し
- ・価格形成のあり方の抜本的な見直し

関 連 施 策

- ・担い手育成・支援対策と需給調整への参加メリット対策との関係整理
 (需給調整への参加メリットの明確化を前提に現行稲作経営安定対策の廃止)
- ・新たな米政策の構築と整合性をもった担い手の経営所得安定対策の提示
- ・農地の面的集積の加速等、構造展望実現のための具体的政策の提示
- ・地域の特性に応じた水田利用のあり方の検討、農地を農地として利用することを基本とした農地制度の見直し
- ・需要に応じた麦・大豆等の生産、耕畜連携の推進

第一回 全国地方公務員
英語パブリックスピーキング・コンテスト

参加者募集中

全国市町村国際文化研修所（JIAM）は、平成十五年四月十五日をもちまして開学一〇周年を迎えることとなりました。開学一〇周年記念事業の一環として、二一世紀における地方行政の国際化に的確に対応していくことができるよう、地方公務員の外国語学習に関する意欲の向上を図ることを目的として、左記のとおり、「第一回全国地方公務員英語パブリックスピーキング・コンテスト」を全国市長会、全国町村会及び財団法人自治体国際化協会との共催、総務省及び全国知事会の後援により開催いたします。

多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

- 1、開催日 平成十五年四月十五日(火)
- 2、応募締切 平成十四年九月三十日(月)
 (応募は各団体の担当課へ)
- 3、応募資格
 全国の市町村職員、都道府県職員及びこれに準ずる方法
 (注)市町村振興協会職員、地域国際化協会等の公的団体の常勤職員
- 4、コンテスト概要
 コンテストは「スピーチ」部門と「プレゼンテーション」部門に分かれており、各部門で予備審査を通過したそれぞれ四名(合計八名)がJIAMでの本選(平成十五年四月十五日(火))に出場することができます。

5、表彰

本選では、審査の結果により次の賞が授与されます。

- (金賞)各部門一名ずつ 賞状及び表彰楯、副賞として海外での英語研修(約一週間)
- (銀賞)各部門一名ずつ 賞状及び表彰楯、副賞として賞金一〇万円
- (銅賞)各部門二名ずつ 賞状及び表彰楯、副賞として賞金五万円

6、お問い合わせ先

当コンテストに興味があるの方は、まず最初に当コンテストのホームページをご覧ください。コンテストの「実施要項(応募方法、応募申込書等を含む)」、「Q&Aのコーナー」など様々な情報が掲載されています。お問い合わせは電子メールで次のアドレスまでお願いします。

http://www.jiam.jp
 ○電子メールアドレス psc@jiam.jp
 〒五二〇 〇一〇六
 滋賀県大津市唐崎二丁目三番一号
 全国市町村国際文化研修所 JIAM)
 教務部語学室

○電話：〇七七 五七八 五九三二
 ○FAX：〇七七 五七八 五九〇六

八月十二日、十九日付の「町村週報」は休刊させていただきます。
 次号は八月二十六日発行です。

インターネットによる地域づくりの交流サイト

「地域づくり活動出合いの広場」の開設について

国土交通省

www.chiikidukuri.net



現在1,000を超える地域づくり団体の登録をいただいております。閲覧はどなたでもできます。

書き込みには会員登録が必要です。会員には、地域づくりに関心のある方でしたらどなたでもなれます。

【地域づくり活動出合いの広場についての問い合わせ先】

(管理・運営受託機関)

財団法人 都市みらい推進機構
 地域づくり活動出合いの広場担当
 電話：03-5976-5860
 e-mail：kanri@chiikidukuri.net

国土交通省では、地域づくりに関わる団体やグループ、大学研究室、行政関係者等が、インターネット上で情報交換等を行うことができる「地域づくり活動出合いの広場」の整備を平成十三年度から進めておりますが、本年八月から試験サイトの運用を開始することとしました。

このシステムは、平成十五年度内の本格運用開始を目指して、今後順次、機能の拡充を図っていく予定ですが、試験サイトでの現時点で利用可能な機能は以下のとおりです。

地域づくり団体データベース
 NPO 団体や大学研究室などの地域づくりを行っている団体等の概要や活動内容を登録したデータベースを使い、地域づくりに悩んでいる自治体や団体の関係者が、相談や協力を依頼したいNPO 法人・大学研究

室を検索し、概要や活動内容の詳細を調べたり、同報メールを送信することもできます。現在約千二百のNPO 法人と大学研究室が登録・公開されており、新規の登録もサイト上からできます。

電子掲示板
 地域づくりに関わる団体・グループや自治体関係者等が、悩みを相談したり、協力を呼びかけたりすることができ、電子掲示板です。掲示板の内容は、自由に見ることができ、投稿内容を活動分野に絞り込んで見ることが出来ます。掲示板への書込には、会員登録が必要となります(会員登録は誰でも無償でできます)。

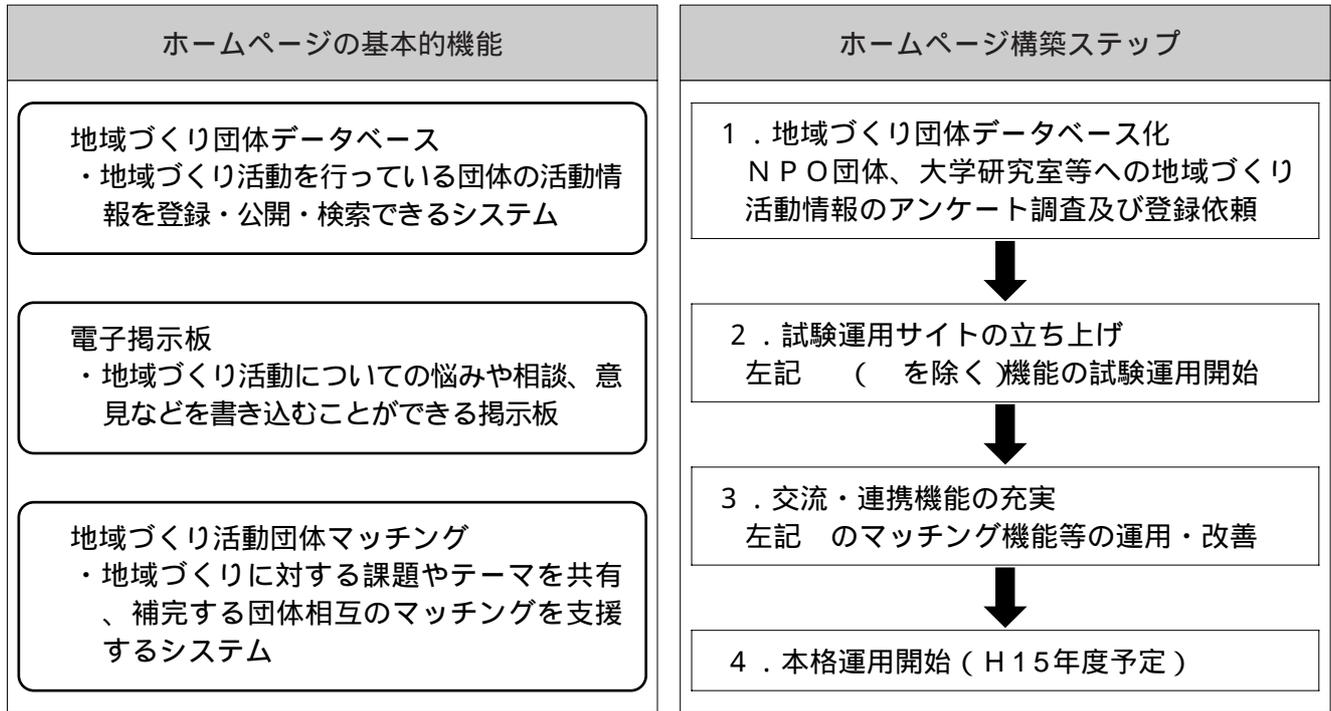
今後は、地域づくりに対する課題やテーマに対するニーズとシーズのマッチング支援システムなど、順

次、機能を拡充していく予定です。「地域づくり」と言っても、地域により活動は多種多様であり、また時代と共にその課題やニーズも変わっていくものです。本サイトが、地域づくりに関わる皆様にとって、価値のあるフォーラム(広場)として育っていくには、何より利用して頂くことです。まずは、自治体関係者の積極的な参加(会員登録)をお願い致します。なお、改良すべき点や拡充して欲しい機能等についても管理者宛でご意見をお聞かせ頂くようお願い致します。

今後、皆様のニーズにあわせ、地域づくり活動に役立つ機能を充実させていく計画ですので、皆様の活発なご利用をお願いします。(URL: <http://www.chiikidukuri.net>)

政 策

地域づくりに取り組む意欲のある団体等と地域を結ぶ「出会いのオンライン広場」



M's Action.

カエレル、ベクトル。

なによろがじゆうざいにカエレルあたらしいセイメイホケン、でびゅー。なまえは「ザ・ベクトル」。カエレルから、ながーくつきあえる。カエレルから、はいいったあとでこうがいしなれい。「ザ・ベクトル」が、セイメイホケンのかんがえかたを、カエレル。のです。



カエレル生命保険「ザ・ベクトル」は、実は、みっついろ。

① カエレル

ザ・ベクトルは、ご加入後も人生の変化に応じて、保障内容を保険料を「勿返し型」。高い自在性をもたせた、変化の時代を生きるための保険です。

② ツリ回ワケル

ザ・ベクトルは、返戻率機能 (1泊2日からの入院保障、がん介護の保障)、貸付機能 (すぐれた貯蓄機能)、積立金を自由に引き出せる機能など、いろいろ「ツリ回ワケル」安心の保険です。

③ オリジナル

ザ・ベクトルは、貯蓄型の割引制度、ベジメがM-VAセットプラン (平成24年4月から)、99歳までアフターサービスで1人1人をサポート型「くま、Communication」等、「貯蓄型」なサービス満載の保険です。



生命保険をカエレル。三井生命の「ザ・ベクトル」

<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



情 報

カプセル Now & New

農業振興に
村内LANを構築
北海道 西興部村

情報化による農業振興をねらいに、村は家庭用光ファイバー通信回線を村内全戸に張り巡らせ、村内LANを構築した。マルチメディア館と村内六七〇か所を光ファイバーで結び、農業気象情報提供サービスや牛舎遠隔監視サービス、農業経営支援サービスなどを提供している。

高齢者安心条例を施行

秋田県 鷹巣町

町は、全国で初めて、介護施設における身体拘束を禁止した「高齢者安心条例」を施行している。条例では高齢者の尊厳を守ることを最大の価値とし、利用者の行動を管理・制限するサービス提供者の行為を、権力行使と定義し、その権力行使を原則的に禁止した。

無認可保育所で
入所待機児童に対応
茨城県 総和町

ベッドタウンとして人口が急増し、保育所の入所待機児童が増えている町は、無認可の保育所をファミリー・サポート・センター内に設置し対応している。町社会福祉協議会が運営し、利用定員は十人以内で、平日七時三十分～十八時三十分(土曜は十三時まで)開設している。

合併協議会の
ホームページを開設
石川県 宇ノ気町

原稿募集!

あなたのまちのユニークな施策等の情報をお寄せ下さい。

* 百二十字程度の原稿を郵送・FAX又はE-mailで全国町村会広報部までお送り下さい。

二〇〇四年三月末までの合併、市制移行を目指している宇ノ気町・高松町・七塚町の合併協議会事務局は、協議会のホームページを開設した。ホームページを通して住民に合併に至るまでの経緯や協議会の会議資料などの情報提供を行っている。

保育園に
保育キーパーを配置
長野県 東部町

町は、保育の充実を図つていくため町立の六保育園に「保育キーパー」を配置している。保育キーパーには定年を迎えた六十～六十五歳の男性を採用。臨時職員として毎日勤務し、「おじいちゃん役」として保育を補助するほか、修理などの作業を担当している。

業務目標
スケジュール表を作成
静岡県 伊豆長岡町

町は、業務の効率性と生産性を高めることをねらいに、各部署の主要な業務について、作業目標と一年間の作業工程などを図表化した「業務目標スケジュール表」を作成した。同表には、約二三〇項目に上る作業目標や一年間の業務スケジュールが盛り込まれている。

独自の緊急雇用対策
基金で雇用を創出
京都府 園部町

町は、町独自の緊急雇用対策基金を設け、悪化し続ける雇用環境に対応している。基金は三千六百万円で、そのうちの半分は町長・助役の特別職報酬や職

員の管理職手当などの一部を充当。基金を活用し、一時的な職として山林保全や不法投棄監視等の雇用を創出していく。

遊休農地を家庭菜園
として貸し出し
和歌山県 中津村

「中津ファン倶楽部」の設立や山村の特色を活かしたグリーンツーリズムなど都市との交流を進めてきた村は、遊休農地を活用した交流事業に取り組んでいる。都市住民に農地を家庭菜園として貸し出して土に親しんでもらおうというもので、農地保全のねらいもある。

金田一耕助にちなんだ
遊歩道を整備
岡山県 真備町

推理小説作家の故横溝正史にゆかりの深い町は、名探偵「金田一耕助」にちなんだ遊歩道を整備した。町東部にある井原鉄道川辺宿駅から、同氏の著書や直筆原稿などを展示している「町ふるさと歴史館」などを結び、約五・六kmの町道を舗装し、看板などを設置した。

学校週五日制に伴い
地域学習の場を提供
大朝町、千代田町

大朝町と千代田町は、完全学校週五日制の受け皿として、地域学習を兼ねた交流の場を開いている。大朝町では「子ども元気くらぶ」で神楽面づくり、木工教室などを実施。千代田町では「子ども地球派塾」で農業体験を中心に、稲刈りやしめ飾り作りなどを行っていく。

選ぶならUFJの

元金保証
安全・確実



〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。

UFJ信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211



有機農産物認定機関に登録
宮崎県 綾町

町は、法律改正に伴い農林水産大臣が認可した登録認定機関の認定を受けた生産者や製造業でない「有機」の名のついた農産物を販売できなくなったため、町自ら日本農林規格(JAS)の有機農産物認定機関に登録した。生産者などを対象に認定講習会などを開催している。

長期居住で譲渡する
定住促進住宅を建設
鹿児島県 内之浦町

町は、二十三年以上入居し定住の意志があれば土地、建物とも無償で譲渡される定住促進住宅を建設した。現在町外に居住し、夫婦のほか小学三年以下の子どもが二人以上いることなどが入居条件で、家賃は月三万五千円。二戸の入居者を募集した。

カプセル Now & New

随 想

もっとプロセスを大切に

随 想



兵 庫 県
ゆめ さき 町 長
為 則 政 好

わが町兵庫県夢前町は、姫路市の北に隣接し夢前川の清流が山の緑を映しながら清々として播磨灘へ流れています。

うつつには

さらにもいはず 播磨がた

夢さき川に ながれてもあはん 紀貫之が旅にあつて詠んだこの歌にもあるように、願いを持って生きることのすばらしさを夢前の名と



名峰 雪彦山

もに千年も前から持ち続けてきたことを誇りに思っています。その夢前川の源流に遠目には雪ほど白い雄々しい岩峰を空へと突き上げる雪彦山がそびえております。また、名湯の塩田温泉、平安の高僧性空にちなむ名刹の弥勒寺、さらに中世の時代に播磨だけでなく備前美作までも領した赤松氏の居城置塩山城跡も私たちの誇りです。

こう申せば町域がおよそ百四十六平方キロ、人口二万二千余人の町のたたくまいを想像いただけますでしょうか。

この夢前町が三村の合併により誕生したのは昭和三十年七月一日でありましたが、奇しくもその年私は町の職員に採用されました。五十年近くも前のことでしたから、人口一万四千余人の農林業を主とした町で、何事も不便でまだ欠乏感に苦しんでいましたが、人は生きることによって意欲的に生き生きとしていたように思います。その頃に、私は税務係として

公務員生活を送ることになりました。当時、一番に悩み苦労したのが税の徴収でありました。毎朝午前七時三十分には役場に入り、夜遅くまで残業し、家に帰ってから税の仕組みから税の精神、さらには納税者の心をつかむにはどうすればよいかなど、税のことばかりが頭にありました。そうしているうちに、多くの方からいろいろと励まされ支えていただくようになり、県内での徴収率も非常に目立つようになりました。その嬉しさは今も忘れられません。

から心へ伝わって成果をあげていく温かさがありました。今はシステムが整い、計算の方途も十分になり、納税者の要望や質問に対応するノウハウも整ったわけですが、それに反して温かさがなくなってきたように思われます。それは税務の場だけのことでない気がします。行政全体がコンピュータという強力な助っ人を得て、効率よく業務が処理され、実に正確な結論を出してくれそうです。しかし、誰かから割り振られたような結論は実施に移すときどうしても仕事としての取り組み以上のものは望めません。やはり物事の結論に至るプロセスに願いかかるといって、たものが積み重ねられてこそ、結論を実施に移した時の熱い行政力になつていた気がします。現在のよう

「為せば成る」のこのわざは何よりも自分のためであると実感したものでした。 当時は国からの補助金等にも多くを期待できず、町民からの税収が直接に響く時代でした。それだけにシステムが不十分なら算出もお粗末な状態でしたが、意欲だけは熱くありました。何事も語れば相手の理解が得られる、努力すれば成果は必ず返ってくる、その成果は必ず町民の喜びにつながっていく。すべての仕組みが未成熟でしたが、それゆえに税務という冷徹な場にさえ意欲が心

な状況では今の地方行政の財政難は乗り越えられないと危惧しています。この財政難は国政的な規模での不況と財政変革に伴うものですが、一つの町のスケールで語るのには適切でないとは思いますが、生活環境の悪化等から町民を守ることも、行政に新しく課せられている難題を思うと、人と人の熱いつながりの中で成果をあげていくことの確かさを改めてもう一度行政の場に取り戻したいと強く願っています。

行政のプロセスに人と人の熱い討論を求めると共に、私は住民にも我が町への熱さを取り戻してもらいたいと念じ、住民主体の町づくりを推進するべく日々努力を重ねているところ です。



弥勒寺本堂

政策リーダー

政策リーダー

道路整備長期計画に関する中間報告まとめ

国土交通省

国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会は七月十九日、道路整備長期計画の在り方について中間報告をまとめた。

中間報告では、現在の有料道路制度について、借入金を用いた集中投資により、道路整備の推進に大きな役割を果たしてきたと評価する一方で、今日では採算のとれる地域・区間は少なくなっていると指摘している。今後は、国民各層の意見を十分に踏まえつつ、的確性、採算性について厳格な検討を行うとともに、交通量や金利など不確実性に対応するリスク管理手法の確立が重要としている。また、利用の少ない有料道路を有効活用するため全国一律の料金を見直し、多様な弾力的な料金施策を導入すべきとしている。

道路特定財源については、受益者負担の考え方に基づく合理的な制度であるとし、必要な見直しを行うにつつ、これを活用することが必要であるとしている。

道路行政改革のための具体的提言として、安全で安心できる質の高い暮らしの実現、都市の再生と地域の連携による経済活力の回復、環境の保全・創造を挙げたほか、事業量確保から成果を重視した道路行政への転換、今後一〇～一五年間での集中的な投資の実施、中山間地域における道路の改築については、地域の実情に応じた最適な構造とするローカルルールの採用等を提言している。

平成十四年度普通交付税大綱等を閣議に報告

片山総務大臣は七月二十六日、各地方団体に対する交付額を定めた平成十四年度普通交付税大綱等を閣議に報告した。

平成十四年度普通交付税総額は、一兆三、七二億円で、前年度に比べ七、五六六億円(四・〇%)の減となっている。このうち、都道府県分は一兆六、三九五億円(対前年度比二・二%減)、市町村分は七兆七、三二七億円(同比六・二%減)となっている。

前年度に引き続き臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたため、総額が前年度比で減になっているが、臨時財政対策債(発行可能額三兆二、二六七億円、うち市町村分一兆六、一七〇億円)を含めれば前年度の額を上回るとしている。

また、不交付団体の数は、前年度に比べ九団体増加して一〇五団体(道府県一、市町村一〇四)となっている。町村では、新たに六町村が不交付団体となり、全体で五二団体が不交付団体となっている。

このほか、平成十一年度より、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために全団体に交付されている地方特例交付金は、総額で九、〇三六億円(前年度比〇・二%増)、うち市町村分は六、六六〇億円(同比〇・一%減)となっている。

自動車リサイクル法成立

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)がこのほど参議院で可決、成立した。同法は、自動車所有者の費用負担により、自動車メーカーなどに年間五〇〇万台排出される使用済み自動車の再資源化を義務づける。

関係者の役割として、同法は自動車メーカーには、廃車から出る廃棄物の回収とリサイクル、所有者には、リサイクル費用の負担と使用済自動車の引取業者への引き渡し、引取業者には、フロン類回収業者または解体業者への引き渡し、フロン類回収業者には、フロン類の適正な回収と自動車メーカーへの引き渡し、解体業者・破砕業者には、適正なりサイクルと、エアバック、シユレツダスターの自動車メーカーへの引き渡しをそれぞれ規定している。所有者が負担したりサイクル料金は、第三者機関としての資金管理法人が管理する。

なお、リサイクル料金のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合等に見込まれる剰余金については、離島市町村等条件不利地域の廃車処理や、自治体による不法投棄車の代執行などに対する資金協力をに用いられる。

同法は、関係規定ことに政省令を整備しながら段階的に施行し、公布後二年六ヶ月以内の本格的な施行を目指すとしている。